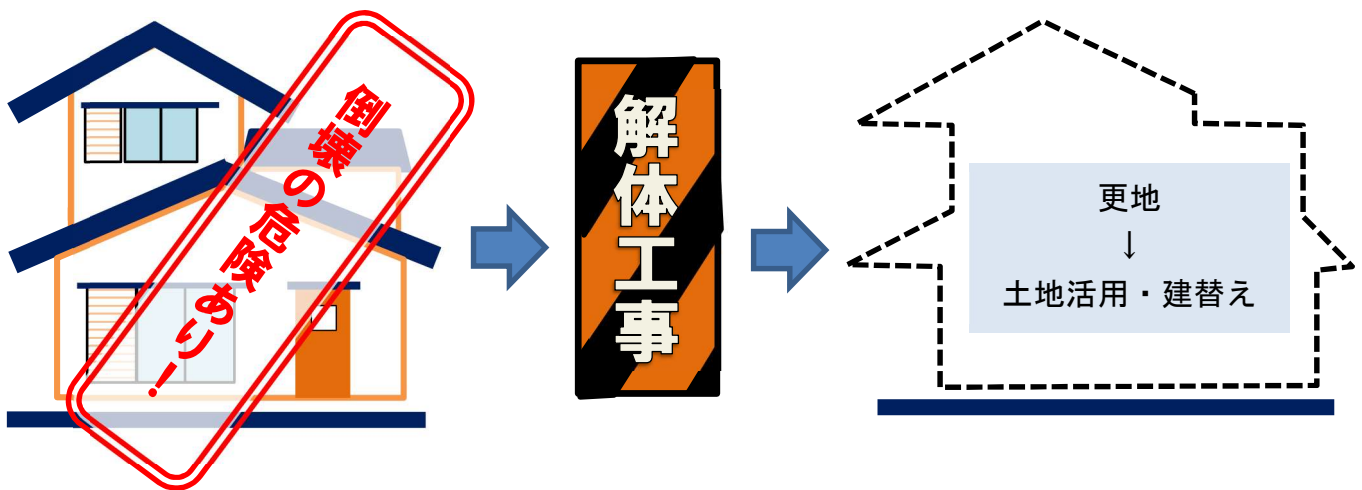


老朽住宅 除却助成 最大50万円

地震による倒壊危険性の高い住宅の除却（解体）・建替えを促進し、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、老朽住宅の除却に対し、工事費用の一部を助成します。



昭和56年5月以前(旧耐震基準)の
老朽木造住宅

除却費用の助成
(最大50万円)

助成金をもらうには？

→ **まずは耐震コンサルタントをお申込みください！**

耐震コンサルタントとは？

→ 区の委託を受けた耐震コンサルタント(建築士)が住宅を訪問し、耐震診断やアドバイスを無料で行う制度です。地盤・基礎、建物の形、壁の配置、筋かい、老朽度などを目視調査し、耐震性を数値で判定します。

耐震コンサルタントにより「倒壊の危険あり」と判定された住宅が助成対象となります。

1. 対象住宅（以下の要件をすべて満たすこと）

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造の住宅（戸建住宅、長屋、共同住宅）
- ・耐震コンサルタント派遣による簡易診断の結果、耐震性が不十分（評点1.0未満）と判定されたこと
- ・個人が所有していること（法人所有の場合は助成対象外）
- ・店舗等の部分がある場合は、住宅部分の面積が延床面積の2分の1を超えていること
- ・公的な助成を受けて耐震改修工事がされたことがないこと

※区が助成決定する前に除却工事に着手（契約）した場合は助成対象外です。

※違反建築（無接道、旧耐震3階建てなど）は原則として助成対象外です。

※昭和56年6月以降の増築歴がある場合、新耐震基準とみなされ助成対象外となることがあります。

2. 対象区域

- ・区内全域

※ただし、不燃化特区事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市計画道路事業、木造住宅密集市街地整備促進事業等の施行中又は施行予定区域内であって、建物の建替え又は除却に要する費用の助成（補償）を受けることができる場合は助成対象外

3. 助成対象者（下記要件をすべて満たすこと）

- ・対象住宅の所有者 又は 区長が認める者 のうち、助成対象経費を支出する者
- ・住民税を滞納していないこと

4. 助成対象経費

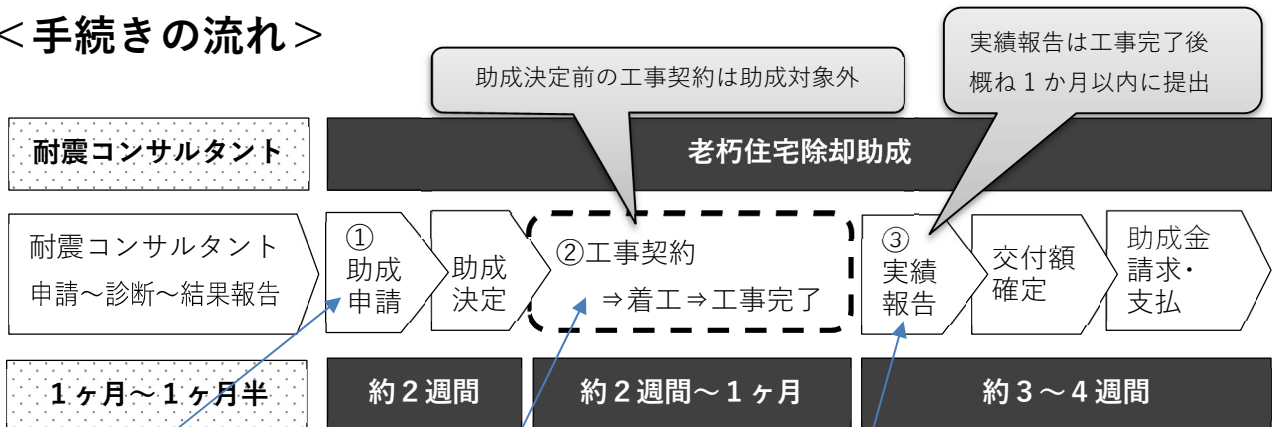
- ・対象住宅およびこれに附属する工作物の解体除却工事費、解体除却工事後の敷地の整地に要する費用
- ※室内残置物・地下埋設物の撤去費用は助成対象外

※道に面するブロック塀等については別途助成制度があります（担当：土木部保全課事業調整係 TEL03-5662-1930）

5. 助成金の交付額

- ・助成対象経費の2分の1 ただし、限度額50万円（千円未満切り捨て）

<手続きの流れ>



①令和7年1月15日〆切 ②令和7年1月31日〆切 ③令和7年2月28日〆切

※耐震コンサルタント受付及び除却助成の各種手続(申請、工事契約、実績報告)には〆切があります。

※除却助成申請件数が年度の予定数に達した場合、申請の受付を終了することがあります。

<お問合せ先>

江戸川区都市開発部
建築指導課 耐震化促進係
電話 5662-6389（直通）

江戸川区ホームページ
「老朽住宅除却工事助成制度」

